

厚岸町条例第6号

厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月23日

厚岸町長 三浦克彦

厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

厚岸町国民健康保険税条例（昭和33年厚岸町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の8.87」を「100分の8.51」に改める。

第6条中「100分の2.63」を「100分の2.48」に改める。

第8条中「100分の2.00」を「100分の1.99」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の厚岸町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。